

諮問の主旨

新居浜市公共下水道事業は昭和35年に旧下水道法に基づく合流式による公共下水道事業に着手し、その後昭和48年に分流式公共下水道へ抜本的な計画の見直しを行い順次整備を進めてきました。現在、全体計画区域を4,453ヘクタール、事業計画区域を2,538ヘクタールとし、令和4年4月1日現在で、行政人口116,052人に対し、整備人口が74,626人、普及率が64.30%となっています。

公共下水道事業をはじめとする汚水処理施設は、公衆衛生の確保と生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全に欠かせない重要な都市基盤施設です。

しかし、一方で公共下水道事業を取り巻く環境は非常に厳しく、人口減少に伴う収益の減少や施設の老朽化による改築・更新費用の増大が見込まれ、また、想定される地震や水害等の災害対策にも取り組んで行く必要があり、経営環境はこれまで以上に厳しさを増すことが予想されます。

また、このような状況を踏まえ、汚水処理施設の整備に対する国の方針も大きく転換しており、合併処理浄化槽も含めた柔軟な整備手法により汚水処理施設の早期概成を目指すことや、本格的な改築・更新需要に対し、ストックマネジメントの導入を進めるなど、施設の整備から改築・更新への転換が積極的に促されています。

このような中、新居浜市においても、将来にわたって、安定した下水処理と持続可能な公共下水道事業経営の実現を図っていく必要があると考えており、今回、「安定した下水処理と持続可能な公共下水道事業経営の実現に向けた下水道整備区域の見直し」について、貴審議会のご意見をいただきたく、諮問するものであります。